

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 3 月 23 日 (火) 第 193 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課取扱い) 1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課取扱い) 2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課取扱い) 3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 385 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 23 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

区 域 の 名 称	区 域
永 仮 3 地 区	次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市宇宿九丁目3番1 2号 鹿児島市宇宿九丁目1599番4 3号 4号 5号 鹿児島市桜ヶ丘七丁目16番2 6号 7号 鹿児島市桜ヶ丘七丁目24番16 8号 鹿児島市桜ヶ丘七丁目15番2 9号 鹿児島市宇宿九丁目7番5 10号 11号 鹿児島市宇宿九丁目1620番1 12号 鹿児島市宇宿九丁目1619番5 13号 鹿児島市宇宿九丁目1619番12
慈 眼 寺 5 地 区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市慈眼寺町3801番1 2号 3号 鹿児島市慈眼寺町3801番4 4号 鹿児島市慈眼寺町3801番7 5号 6号 鹿児島市慈眼寺町3801番5
掛 之 下 2 地 区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と4号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域、同標柱の5号から8号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の5号と8号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の9号から14

	号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の9号と14号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 2号 3号 4号 鹿児島市坂之上一丁目4245番イ 5号 8号 6号 鹿児島市坂之上一丁目4245番2 7号 9号 10号 11号 鹿児島市坂之上一丁目4243番1 12号 13号 14号 鹿児島市坂之上一丁目4238番1
中尾2地区	次に掲げる標柱の1号から6号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と6号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 標柱 標柱の所在地 1号 鹿児島市平川町字中尾4328番7 2号 鹿児島市平川町字中尾4370番 3号 鹿児島市平川町字中尾4370番1 4号 鹿児島市平川町字中尾4370番2 5号 鹿児島市平川町字中尾4329番5 6号 鹿児島市平川町字中尾4328番6

鹿児島県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・寺山3, 急・田尻5, 急・田尻7, 急・田尻8, 急・田尻9, 急・田尻11, 急・田尻12, 急・田尻13, 急・吉野1, 急・吉野2, 急・実方1, 急・実方2, 急・実方3, 急・実方4, 急・実方5, 急・大明ヶ丘一丁目1, 急・実方6, 急・大明ヶ丘一丁目2, 急・東坂元四丁目6, 急・東坂元四丁目12, 急・雀ヶ宮1, 急・雀ヶ宮2, 急・雀ヶ宮3, 急・雀ヶ宮4, 急・雀ヶ宮5, 急・雀ヶ宮6, 急・玉取2, 急・雀ヶ宮7, 急・玉取3, 急・中ノ町12, 急・東坂元四丁目11, 急・雀ヶ宮8, 急・雀ヶ宮9, 急・滝ノ神2, 急・滝ノ神3, 急・滝ノ神4, 急・七社5, 急・丸岡1, 急・丸岡2, 急・栄1, 急・栄2, 急・栄3, 急・栄4, 急・丸岡3, 急・高塚1, 急・丸岡4, 急・丸岡5, 急・丸岡6, 急・丸岡7, 急・丸岡9, 急・井上1, 急・丸岡10, 急・下花棚1, 急・下花棚2, 急・栄6, 急・栄7, 急・熊迫1, 急・熊迫2, 急・高塚2, 急・熊迫3, 急・高塚3, 急・熊迫4, 急・高塚4, 急・熊迫5, 急・高塚5, 急・熊迫6, 急・高塚6, 急・高塚7, 急・高塚8, 急・高塚9, 急・高塚10, 急・高塚11, 急・高塚12, 急・春山1, 急・春山2, 急・春山3, 急・春山4, 急・熊迫7, 急・春山5, 急・春山6, 急・春山7, 急・春山8, 急・井上2, 急・井上3, 急・井上4, 急・井上5, 急・井上6, 急・井上7, 急・下花棚3, 急・堀之内1,

		急・井上8, 急・井上9, 急・下花棚4, 急・堀之内2, 急・川上1, 急・下花棚5, 急・下花棚6, 急・下花棚7, 急・下花棚8, 急・下花棚9, 急・下花棚10, 急・下花棚11, 急・下花棚12, 急・上花棚1, 急・上花棚2, 急・迫村2, 急・熊迫9, 急・熊迫10, 急・大久保9, 急・川上2, 急・大久保10, 急・大久保11, 急・熊迫11, 急・迫村5, 急・迫村6, 急・緑ヶ丘1, 急・加栗山1, 急・緑ヶ丘2, 急・立山1, 急・堀之内3, 急・堀之内4, 急・堀之内5, 急・池ノ川1, 急・四辻1, 急・前原迫1, 急・堀之内6, 急・前原迫2, 急・堀之内7, 急・堀之内8, 急・前原迫3, 急・堀之内9, 急・前原迫4, 急・上花棚4, 急・上花棚5, 急・関屋1, 急・関屋3, 急・関屋4, 急・関屋6, 急・東菖蒲谷1, 急・東菖蒲谷2, 急・寺山2, 急・東菖蒲谷3, 急・東菖蒲谷5, 急・東菖蒲谷6, 急・西伊敷七丁目1, 急・川上4, 急・下田3, 急・下田4, 急・下田5, 急・下田6, 急・下田7, 急・下田8, 急・三本町1, 急・下田9, 急・下田10, 急・下田11, 急・下田12, 急・下田13, 急・川上5, 急・川上6, 急・川上7, 急・川上8, 急・川上9, 急・川上10, 急・下田14, 急・前ヶ迫1, 急・下田15, 急・下田16, 急・内村迫1, 急・川上11, 急・下田17, 急・下田18, 急・下田19, 急・七窪2, 急・七窪4, 急・七窪6, 急・三文字1, 急・田尻1, 急・田尻2, 急・田尻3, 急・田尻4, 急・田尻6, 急・吉野3, 急・吉野4, 急・吉野5, 急・吉野6, 急・中ノ町1, 急・中ノ町2, 急・吉野7, 急・中ノ町3, 急・吉野8, 急・吉野9, 急・吉野10, 急・吉野11, 急・中ノ町4, 急・中別府1, 急・中別府2, 急・中別府3, 急・中別府4, 急・中別府5, 急・上ノ原1, 急・東菖蒲谷7, 急・東菖蒲谷8, 急・中ノ町5, 急・中別府6, 急・中ノ町6, 急・中別府7, 急・中ノ町7, 急・中ノ町8, 急・中ノ町9, 急・中別府8, 急・中ノ町10, 急・中ノ町11, 急・中ノ町13, 急・中ノ町14, 急・七社1, 急・中ノ町15, 急・七社2, 急・七社3, 急・七社4, 急・田尻10, 急・上花棚3, 急・川上3, 急・関屋5, 急・東菖蒲谷4, 急・玉取1, 急・手ノ平迫1及び急・樋野1
土石流	鹿児島市	土・栄1, 土・春山1, 土・春山2, 土・春山3, 土・春山4, 土・三本松1, 土・松山迫1及び土・上花棚2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・寺山3, 急・田尻5, 急・田尻7, 急・田尻8, 急・

田尻9, 急・田尻11, 急・田尻12, 急・田尻13, 急・吉野1, 急・吉野2, 急・実方1, 急・実方2, 急・実方3, 急・実方4, 急・実方5, 急・大明ヶ丘一丁目1, 急・実方6, 急・大明ヶ丘一丁目2, 急・東坂元四丁目6, 急・東坂元四丁目12, 急・雀ヶ宮1, 急・雀ヶ宮2, 急・雀ヶ宮3, 急・雀ヶ宮4, 急・雀ヶ宮5, 急・雀ヶ宮6, 急・玉取2, 急・雀ヶ宮7, 急・玉取3, 急・中ノ町12, 急・東坂元四丁目11, 急・雀ヶ宮8, 急・雀ヶ宮9, 急・滝ノ神2, 急・滝ノ神3, 急・滝ノ神4, 急・七社5, 急・丸岡1, 急・丸岡2, 急・栄1, 急・栄2, 急・栄3, 急・栄4, 急・丸岡3, 急・高塚1, 急・丸岡4, 急・丸岡5, 急・丸岡6, 急・丸岡7, 急・丸岡9, 急・井上1, 急・丸岡10, 急・下花棚1, 急・下花棚2, 急・栄6, 急・栄7, 急・熊迫1, 急・熊迫2, 急・高塚2, 急・熊迫3, 急・高塚3, 急・熊迫4, 急・高塚4, 急・熊迫5, 急・高塚5, 急・熊迫6, 急・高塚6, 急・高塚7, 急・高塚8, 急・高塚9, 急・高塚10, 急・高塚11, 急・高塚12, 急・春山1, 急・春山2, 急・春山3, 急・春山4, 急・熊迫7, 急・春山5, 急・春山6, 急・春山7, 急・春山8, 急・井上2, 急・井上3, 急・井上4, 急・井上5, 急・井上6, 急・井上7, 急・下花棚3, 急・堀之内1, 急・井上8, 急・井上9, 急・下花棚4, 急・堀之内2, 急・川上1, 急・下花棚5, 急・下花棚6, 急・下花棚7, 急・下花棚8, 急・下花棚9, 急・下花棚10, 急・下花棚11, 急・下花棚12, 急・上花棚2, 急・迫村2, 急・熊迫9, 急・熊迫10, 急・大久保9, 急・川上2, 急・大久保10, 急・大久保11, 急・熊迫11, 急・迫村5, 急・迫村6, 急・緑ヶ丘1, 急・加栗山1, 急・緑ヶ丘2, 急・立山1, 急・堀之内3, 急・堀之内4, 急・堀之内5, 急・池ノ川1, 急・四辻1, 急・前原迫1, 急・堀之内6, 急・前原迫2, 急・堀之内7, 急・堀之内8, 急・前原迫3, 急・堀之内9, 急・前原迫4, 急・上花棚4, 急・上花棚5, 急・上花棚1, 急・関屋1, 急・関屋3, 急・関屋4, 急・関屋6, 急・東菖蒲谷1, 急・東菖蒲谷2, 急・寺山2, 急・東菖蒲谷3, 急・東菖蒲谷5, 急・東菖蒲谷6, 急・西伊敷七丁目1, 急・川上4, 急・下田3, 急・下田4, 急・下田5, 急・下田6, 急・下田7, 急・下田8, 急・三本町1, 急・下田9, 急・下田10, 急・下田11, 急・下田12, 急・下田13, 急・川上5, 急・川上6, 急・川上7, 急・川上8, 急・川上9, 急・川上10, 急・下田14, 急・前ヶ迫1, 急・下田15, 急・下田16, 急・内村迫1, 急・川上11, 急・下田17, 急・下田18, 急・下田19, 急・七窪2, 急・七窪4, 急・七窪6, 急・三文字1, 急・田尻1, 急・田尻2, 急・田尻3, 急・田尻4, 急・田尻6, 急・吉野3, 急・吉野4, 急・吉野5, 急・吉野6, 急・中ノ町1, 急・中ノ町2, 急・吉野7, 急・中ノ町3, 急・吉野8, 急・吉野9, 急・吉野10, 急・吉野11, 急・中ノ町4, 急・中別府1, 急・中別府2, 急・中別府3, 急・中別府4, 急・中別府5, 急・上ノ原1, 急・東菖蒲谷7, 急・東菖蒲谷8, 急・中ノ町5, 急・中別府6, 急・中ノ

		町6, 急・中別府7, 急・中ノ町7, 急・中ノ町8, 急・中ノ町9, 急・中別府8, 急・中ノ町10, 急・中ノ町11, 急・中ノ町13, 急・中ノ町14, 急・七社1, 急・中ノ町15, 急・七社2, 急・七社3及び急・七社4
土石流	鹿児島市	土・栄1, 土・春山1, 土・春山2, 土・春山3, 土・春山4, 土・三本松1及び土・松山迫1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年3月23日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	鹿児島市	急・寺山3, 急・田尻5, 急・田尻7, 急・田尻8, 急・田尻9, 急・田尻11, 急・田尻12, 急・田尻13, 急・吉野1, 急・吉野2, 急・実方1, 急・実方2, 急・実方3, 急・実方4, 急・実方5, 急・大明ヶ丘一丁目1, 急・実方6, 急・大明ヶ丘一丁目2, 急・東坂元四丁目6, 急・東坂元四丁目12, 急・雀ヶ宮1, 急・雀ヶ宮2, 急・雀ヶ宮3, 急・雀ヶ宮4, 急・雀ヶ宮5, 急・雀ヶ宮6, 急・玉取2, 急・雀ヶ宮7, 急・玉取3, 急・中ノ町12, 急・東坂元四丁目11, 急・雀ヶ宮8, 急・雀ヶ宮9, 急・滝ノ神2, 急・滝ノ神3, 急・滝ノ神4, 急・七社5, 急・丸岡1, 急・丸岡2, 急・栄1, 急・栄2, 急・栄3, 急・栄4, 急・丸岡3, 急・高塚1, 急・丸岡4, 急・丸岡5, 急・丸岡6, 急・丸岡7, 急・丸岡9, 急・井上1, 急・丸岡10, 急・下花棚1, 急・下花棚2, 急・栄6, 急・栄7, 急・熊迫1, 急・熊迫2, 急・高塚2, 急・熊迫3, 急・高塚3, 急・熊迫4, 急・高塚4, 急・熊迫5, 急・高塚5, 急・熊迫6, 急・高塚6, 急・高塚7, 急・高塚8, 急・高塚9, 急・高塚10, 急・高塚11, 急・高塚12, 急・春山1, 急・春山2, 急・春山3, 急・春山4, 急・熊迫7, 急・春山5, 急・春山6, 急・春山7, 急・春山8, 急・井上2, 急・井上3, 急・井上4, 急・井上5, 急・井上6, 急・井上7, 急・下花棚3, 急・堀之内1, 急・井上8, 急・井上9, 急・下花棚4, 急・堀之内2, 急・川上1, 急・下花棚5, 急・下花棚6, 急・下花棚7, 急・下花棚8, 急・下花棚9, 急・下花棚10, 急・下花棚11, 急・下花棚12, 急・上花棚2, 急・迫村2, 急・熊迫9, 急・熊迫10, 急・大久保9, 急・川上2, 急・大久保10, 急・大久保11, 急・熊迫11, 急・迫村5, 急・迫村6, 急・緑ヶ丘1, 急・加栗山1, 急・緑ヶ丘2, 急・立山1, 急・堀之内3, 急・堀之内4, 急・堀之内5, 急・池ノ川1, 急・四辻1, 急・前原迫1, 急・堀之内6, 急・前原

		迫2, 急・堀之内7, 急・堀之内8, 急・前原迫3, 急・堀之内9, 急・前原迫4, 急・上花棚4, 急・上花棚5, 急・上花棚1, 急・関屋1, 急・関屋3, 急・関屋4, 急・関屋6, 急・東菖蒲谷1, 急・東菖蒲谷2, 急・寺山2, 急・東菖蒲谷3, 急・東菖蒲谷5, 急・東菖蒲谷6, 急・西伊敷七丁目1, 急・川上4, 急・下田4, 急・下田5, 急・下田6, 急・下田7, 急・下田8, 急・三本町1, 急・下田9, 急・下田10, 急・下田11, 急・下田12, 急・下田13, 急・川上5, 急・川上6, 急・川上7, 急・川上8, 急・川上9, 急・川上10, 急・下田14, 急・前ヶ迫1, 急・下田15, 急・下田16, 急・内村迫1, 急・川上11, 急・下田17, 急・下田18, 急・下田19, 急・七窪2, 急・七窪4, 急・七窪6, 急・三文字1, 急・田尻1, 急・田尻2, 急・田尻3, 急・田尻4, 急・田尻6, 急・吉野3, 急・吉野4, 急・吉野5, 急・吉野6, 急・中ノ町1, 急・中ノ町2, 急・吉野7, 急・中ノ町3, 急・吉野8, 急・吉野9, 急・吉野10, 急・吉野11, 急・中ノ町4, 急・中別府1, 急・中別府2, 急・中別府3, 急・中別府4, 急・中別府5, 急・上ノ原1, 急・東菖蒲谷7, 急・東菖蒲谷8, 急・中ノ町5, 急・中別府6, 急・中ノ町6, 急・中別府7, 急・中ノ町7, 急・中ノ町8, 急・中ノ町9, 急・中別府8, 急・中ノ町10, 急・中ノ町11, 急・中ノ町13, 急・中ノ町14, 急・七社1, 急・中ノ町15, 急・七社2, 急・七社3及び急・七社4
土石流	鹿児島市	土・春山1, 土・春山2, 土・春山3及び土・三本松1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）